

議案第29号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり構成市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出
三宅町長 森田浩司

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の
解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散）

第1条 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 組合の解散に関し、公文書（債権移管に伴う公文書を除く。）の管理事務、労働保険の精算事務、その他の組合の解散に伴う事務については、五條市が承継する。

2 一般会計に係る残余金及び未収金は、五條市に帰属させ、当該会計に属する未払金及びその他の必要な経費を差し引いた後においても、なお残余金が生じた場合は、組合の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて同市が配分する。

3 市町村特別会計に係る未収金については、当該未収金に係る住宅新築資金等の貸付を行った市町村に帰属させるものとする。

4 一般会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長がこれを決算する。

5 前項の規定による決算は、五條市長が、これを同市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付するものとする。

6 市町村特別会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長が決算し、各市町村特別会計の当該市町村の長に送付する。

7 前項の規定により送付を受けた市町村の長は、当該市町村の監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該市町村議会の認定に付するものとする。

（その他）

第3条 この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成市町村の協議により定める。

別表

(構成市町村の負担金の割合)

市町村名	割合 (%)
奈良市	16.21
大和高田市	10.22
天理市	5.26
橿原市	8.58
五條市	3.20
御所市	13.75
葛城市	0.22
宇陀市	15.56
山添村	0.17
三郷町	13.71
三宅町	1.64
曾爾村	3.44
御杖村	0.35
高取町	3.15
河合町	3.41
吉野町	1.13
合計	100.00